

行政不服審査法の改正に伴う Q & A

Q 1 行政不服審査法が改正されたのはなぜですか。

A 1 行政不服審査法は昭和 37 年に制定されて以降、抜本的な改正が行われていませんでしたが、この間、国民の権利意識が変化し、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の制定や行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の抜本的な改正など、制度を取り巻く環境は大きく変改していることから、審理の公平性の確保など時代に即した制度の見直しが必要とされたため、改正されたものです。

Q 2 行政不服審査法に基づく審査請求をすることができる者は誰ですか。

A 2 処分についての審査請求の場合には処分に不服がある者、不作為についての審査請求の場合には法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者です。

Q 3 審理員制度が設けられたのはなぜですか。

A 3 従来は、審理手続を主宰する職員について規定がなく、処分に関与した職員が審理手続を主宰することもあり得ました。これでは公正な判断をすることに疑念があるため、処分に関与しない職員の中から審査庁が審理員を指名し、その審理員の下で、審査請求人は処分庁または不作為庁と対峙し、主張立証を行う審理構造を採用することとしたものです。

Q 4 審理員の役割はなんですか。

A 4 審理員は、審査庁からの指名を受け、提起された審査請求に対して実質的な審理を行います。審査請求人や参加人、処分庁に対し主張書面や証拠書類の提出を求めたり、口頭意見陳述を実施するなど必要な審理を行った上で裁決案となる審理員意見書を作成し審査庁に提出します。

Q 5 第三者機関の設置が義務づけられたのはなぜですか。

A 5 審査庁が審査請求に対する裁決をする上で、学識経験者その他優れた識見を有する者で構成される機関による調査・審議がなされることが、裁決の客観性・公正性を高める上で有効であるとの理由から設置されることとなりました。